

令和 5 年 3 月 15 日
横浜市消防局警防部司令課

「横浜市火災警報規則」の改正に関する意見公募について

■ 趣旨

気象台長等が火災の予防上危険な気象状況と認めた際に、都道府県を通じて市町村に通報する火災気象通報の運用が見直されました。また、規則制定時（昭和 29 年）と比べ、消防力の強化、防火対策の推進が図られたことから、火災警報の発令等について実情に即した運用を行うため、「横浜市火災警報規則」の一部改正を行います。

つきましては、広く市民の皆様からご意見を頂きたく、次の要領で意見の公募を行います。この改正に対する意見をお寄せください。

■ 改正概要

別紙「新旧対照表」参照

■ 意見公募要領

1 意見公募期間

令和 5 年 3 月 15 日（水）から令和 5 年 4 月 13 日（木）まで（郵送の場合は当日消印有効）

2 意見提出方法

別添の意見投稿用紙にご記入のうえ、以下のいずれかの方法によりご提出願います。
なお、電話でのご意見の提出には対応しかねますので、あらかじめご了承ください。

(1) 郵送の場合

〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町 2-9
横浜市消防局警防部司令課 意見公募担当あて

(2) 電子メールの場合

電子メールアドレス：sy-shirei@city.yokohama.jp

(3) F A X の場合

F A X 番号：045-334-6720

3 注意事項

- (1) いただいたご意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (2) いただいたご意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き公開する可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。
- (3) ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務のみに利用させていただきます。
- (4) その他個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例（平成 17 年 2 月横浜市条例第 6 号）」に従い、適切に取り扱います。

4 問い合わせ先

横浜市消防局警防部司令課 意見公募担当 電話番号：045-334-6412